3　小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

小規模建築物の新築等に係る設計を行う建築士は、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（基準に適合していない場合にあっては、エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、書面を交付して説明しなければならないこととした。（第二七条関係）

4　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

㈠　経済産業大臣及び国土交通大臣は、特定建設工事業者（自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その新たに建設する当該規格に基づく住宅（以下「請負型規格住宅」という。）の戸数が政令で定める住宅の区分ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のための基準を定めなければならないこととした。（第三二条関係）

㈡　国土交通大臣は、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅について、㈠の基準に照らし勧告をすることができるものとし、その者が当該勧告に従わなかったときは、公表及び命令をすることができることとした。（第三三条関係）

5　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充

㈠　建築主等は、自らの建築物につき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする場合において、他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、自らの建築物に自他供給型熱源機器等（自らの建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。）をいう。）を設置しようとするときは、当該計画に、当該他の建築物に関する事項を記載することができることとした。（第三四条関係）

㈡　㈠の記載がされた建築物エネルギー消費性能向上計画が所管行政庁の認定を受けた場合には、㈠の熱源機器等の床面積のうち他の建築物のエネルギー消費性能の向上に資する部分に相当する床面積の部分についても、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないこととした。（第三五条及び第四〇条関係）

6　地方公共団体の条例による建築物エネルギー消費性能基準の付加

地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによってはエネルギー消費性能を確保することが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができることとした。（第二条関係）

7　建築主の責務の見直し

建築主は、その建築をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六条関係）

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

1　電気通信事業者は、利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為及び利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為をしてはならないこととした。（第二七条の二第二号及び第四号関係）

2　総務大臣は、移動電気通信役務（利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務であってその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるもののうち電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者（当該移動電気通信役務の利用者の数の割合が一定の割合を超えないものを除く。）を指定することができることとし、指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第二七条の三関係）

㈠　その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結に際し、利用者に対し、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供を約し、又は第三者に約させること。

㈡　その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者（4の届出媒介等業務受託者をいう。）に約させること。

3　電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第七三条の二関係）

4　届出媒介等業務受託者（3の届出をした者をいう。以下同じ。）について、1及び2の規定等を準用することとした。（第七三条の三関係）

5　総務大臣は、電気通信事業者が1若しくは2の規定に違反したとき又は届出媒介等業務受託者が4の規定に違反したときは、当該電気通信事業者又は当該届出媒介等業務受託者に対して、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第二九条第二項及び第七三条の四関係）

6　3の規定に違反して利用者の利益を保護するため特に必要があるもの等として総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行った者は処罰されるものとした。（第一八五条第二号関係）

7　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電波法の一部を改正する法律（法律第六号）（総務省）

1　電波利用料の料額の改定等関係（第一条及び第二条関係）

㈠　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。

㈡　電波利用料の料額の区分のうち周波数帯の区分を見直すとともに、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に使用させることを目的として総務大臣が指定することができる周波数帯を拡大する等することとした。

㈢　電波利用料の使途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等並びに大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加することとした。

㈣　電波利用料が減免されている国の機関及び地方公共団体等が開設する無線局のうち、電波の能率的な技術を用いていないと認められるものについて、減免を認めないこととした。

2　特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備関係（第一条関係）

㈠　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にその認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額を記載させるとともに、当該認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに開設計画に記載した特定基地局開設料を国に納付しなければならないこととした。

㈡　政府は、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備、当該ネットワークを通じて流通する情報の活用による付加価値の創出及び当該付加価値の社会的諸課題の解決への活用を促進する施策に要する費用に充てるものとした。

㈢　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局に当該無線通信を確保するための機能を付加して運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該機能を付加した特定基地局（以下「高度既設特定基地局」という。）の範囲、配置等に関する事項を開設指針に定めるとともに、高度既設特定基地局の総数、無線設備の設置場所、運用開始の時期等を開設計画に記載させることとした。